

陸上自衛隊は イラクで何をやってたか

水島朝穂

内部資料「隊員必携」から見えるもの

陸上自衛隊はイラクのサマワで「人道復興支援」などという美名に隠れ、侵略した米軍同様、いつでも戦闘に移れる態勢だった。このほど活動内容の情報が開示された空自同様、自衛隊は海外で文字どおり戦争をしていたのだ。

二〇〇六年三月、東京メトロの駅構内で一枚のポスターを見つけた。「もともと知ってほしい。自衛隊のイラク復興支援活動」。

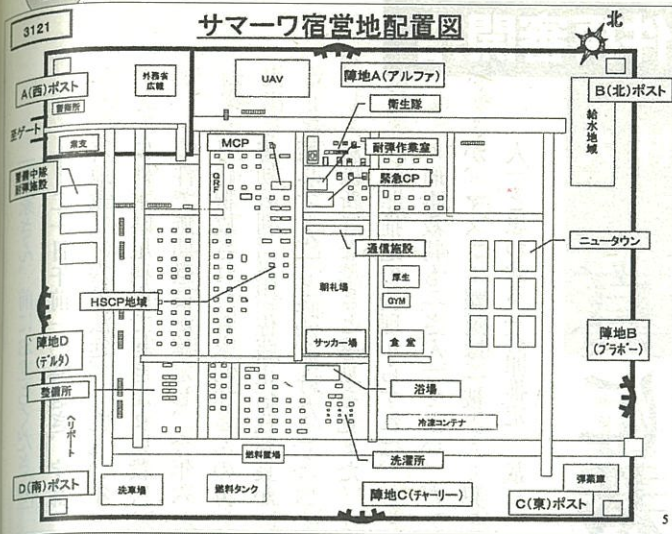
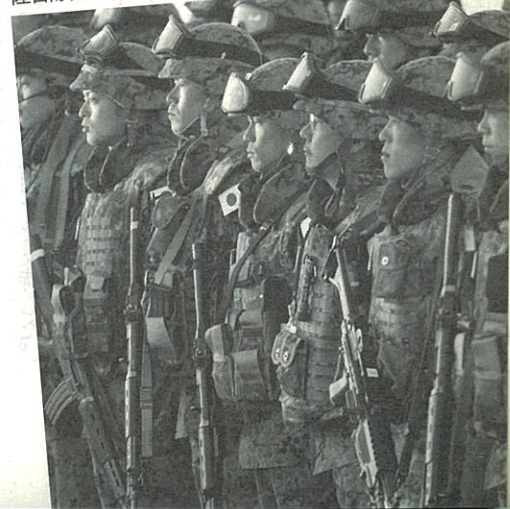
女優が地球儀に擬したものをもち、微笑んでいる。「二二カ所の公共施設」。

設の復興・整備、総給水量は五万三〇〇〇トン以上、医療器材などの関連物資を空輸」等々を列挙し、「日本らしさを活かした誠実な活動と持続力が、イラク復興のために大きな成果を上げています。防衛庁」と結ぶ。

「復興支援」という言葉と、これらの数字だけを見れば、必要な活動だったかのように見える。だが、その実質は、ブッシュ政権が始めた対イラク侵略戦争と占領統治への加担行為にほかならない。自衛隊の国際

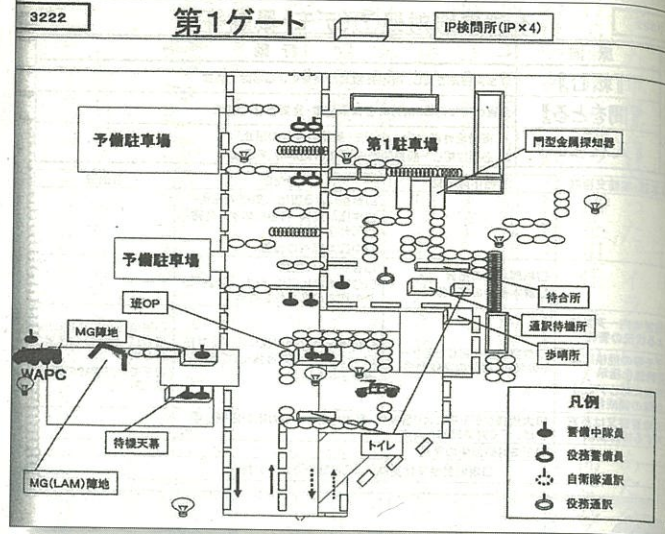
政治的利用を画策する政治家や、これに便乗して「普通の軍隊」化を目指す高級幹部たち。ただ「イラク復興支援群」で実際に活動したのは、饒舌な政治家や高級幹部ではなく、自衛隊を「職場」として選択し、与

サマワのオランダ軍基地周辺を警備する、陸自隊員。(2004年2月。写真/AP Images)



警報発令区分(宿営地外)			
移動時	活動時	移動時・活動時(共通)	救援要請
IED警報	追撃砲撃警報	襲撃警報	救援要請
宿営地外における車両移動中にIED等の不審な動きを見つけた場合	宿営地外における活動中に追撃砲撃を受けた場合	宿営地外における襲撃を受けた場合	宿営地外活動時に不測事態が発生し、隊員が負傷または救助を要する必要がある場合
予測事態	・IED等不審な動き ・IED等投げ込み	・移動中における襲撃・伏撃 ・活動中における襲撃・伏撃	テロ攻撃、事故、故障等
警報区分	長音	短音	信号発令機(機)
正手段(発令権者)	クラクション「ブーブー」 (車長又は現場の最先任者)	クラクション「ブブブブブ」 (車長又は現場の最先任者)	信号発令機(機)付き (事態現場の最先任者)
副手段(発令権者)	警笛「ピーピー」 (無線・口頭等) (全隊員)	警笛「ビビビビビ」 (無線・口頭等) (全隊員)	無線(全隊員)
対応行動	本行動マニュアル「不審な動き等の対応要領」	・移動時:本行動マニュアル「襲撃を受けた場合の対応要領」 ・活動時:活動の停止 ・状況に基づき組織的対応	

一斉放送(一例)②	
事象等	放送内容
宿営地内での一斉検閲	「一斉検閲を実施する」 「各隊は速やかに群朝礼場へ集合せよ」 ※必要により、「不発弾処理班」の編成・集合場所を放送 ※必要により、各隊の服装・携行装備を放送
警備強化	A警備 「群はA警備に移行する」 ※「警備中隊長は宿営地警備の指揮をとれ」
	B警備 「群はB警備に移行する」 「阻止班は速やかに射撃陣地に前進・射撃準備せよ」 「重要防護施設警備要員は速やかに各施設を警備せよ」 「緊急対処部隊は別命あるまで各隊地域で待機せよ」 ※昼間の場合、「望望要員」を警備隊の指揮下に入れる



デモ対処部隊の勤務要領			
1 任務	B警備時において、警備中隊長の指揮下に入り、前方に配置する警備隊等の後退誘導及びデモ・暴動等集団の外圍以内への侵入阻止		
2 編成基準(4コ対処小隊、80名)	対処1小隊 ＜本管中隊＞ O×1 SP×19	対処2小隊 ＜本管中隊＞ O×1 SP×19	対処3小隊 ＜施設隊＞ O×1 SP×14 ＜衛生隊＞ SP×5
3 集合要領	(1) 集合準備 群本部の放送・連絡により対処小隊は、集合準備を実施し30分待機に移行(放送例)「デモ対処1小隊及び2小隊は集合準備、30分待機に移行」 (2) 集合 群本部の放送・連絡により「群朝礼場」又は「警備所前」に集合 イ 状況により、集合準備を行うことなく集合する場合がある。		
4 服装	B装+射当て・履当て		

武器使用に関連する号令・動作			
武器使用区分	状況	号令	隊員の動作
該当無し	IED等、不審な動き等、脅威が高まった場合	「弾込め」	○弾薬の薬室装填
非発射警備	武器を相手に指向した示威、及び射撃を行う旨の警告を必要とする場合	「威嚇」	○弾薬の薬室装填 ○銃の指向・安全装置解除 ○口頭による警告
	相手に対し、注意射撃を実施する必要がある場合	「警告、射て」	○弾薬の薬室装填 ○銃の指向・安全装置解除 ○銃口上方(相手の軸上)を基準とし、口頭による警告・撃発 ※継続的な銃の指向
発射警備	相手に命中する射撃の実施を要する場合	「至近、射て」	○弾薬の薬室装填 ○銃の指向・安全装置解除 ○相手の足下近傍への照準・撃発 ※継続的な銃の指向
	相手に命中する射撃に意図を要する場合	「直接、射て」	○弾薬の薬室装填 ○銃の指向・安全装置解除 ○相手に対する直接の照準・撃発

治安出動も想定

まず、「不測事態時の行動」は、「近づかない」が大原則。たとえば「自爆テロ」に対しては、「近づかない」「射つ」「離れる」。「デモ・暴動」には「頼む」「(現地警察や英軍への要請)」「間を取る」「入れない(宿営地)」「離れる(宿営地外)」など。

「突発事案対処」の項目には「武器使用後の説明要領の例」があり、「警告射撃」と「危害射撃」に分けてある。後者の説明には「相手の大腿部を狙い単発三発射撃した」という記述例がある。武器使用時の「号令・動作」は、相手に命中させる射撃の場合には「直接、射て」である(⑥)。

「突発事案対処」の項目には「武器使用後の説明要領の例」があり、「警告射撃」と「危害射撃」に分けてある。後者の説明には「相手の大腿部を狙い単発三発射撃した」という記述例がある。武器使用時の「号令・動作」は、相手に命中させる射撃の場合には「直接、射て」である(⑥)。

例えば、一九九二年のPKO等協力法制定過程で、当時の宮澤喜一内閣は、「武力行使」と「武器使用」とを区別し、個々の隊員の判断による射撃を原則とした。憲法上、武力行使はできないことによる、苦肉の説明确だった。そのため、「たまたま隊員の判断を上官が束ねる」という傑作答弁も生み出した(池田行彦防衛庁長官「当時」)。その後、PKO等協力法二四条の武器使用を、上官命令によるものに改める上で、自・自連立政権の自由党小沢一郎党首(当時)の果たした役割は大きい。

『必携』別冊も同時に入手した。最初の頁が破れているのでタイトルは不明だが、裏表紙には派遣された

例えば、一九九二年のPKO等協力法制定過程で、当時の宮澤喜一内閣は、「武力行使」と「武器使用」とを区別し、個々の隊員の判断による射撃を原則とした。憲法上、武力行使はできないことによる、苦肉の説明确だった。そのため、「たまたま隊員の判断を上官が束ねる」という傑作答弁も生み出した(池田行彦防衛庁長官「当時」)。その後、PKO等協力法二四条の武器使用を、上官命令によるものに改める上で、自・自連立政権の自由党小沢一郎党首(当時)の果たした役割は大きい。

『必携』別冊も同時に入手した。最初の頁が破れているのでタイトルは不明だが、裏表紙には派遣された